

事 務 連 絡  
令和 4 年 3 月 30 日

各 

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

令和 4 年度向けデータ標準レイアウトの特定個人情報番号 84 に係る  
コード名称の変更について

日頃より、予防接種行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条第 7 号の規定に基づく情報照会及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づく情報提供に用いるデータ標準レイアウトについては、令和 4 年 6 月の改版に向け、各自治体においてシステム改修等ご対応いただいているところです。

令和 4 年 2 月より、5 歳以上 11 歳以下の者が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対象者に位置付けられ、5 歳以上 11 歳以下の者用のファイザー社ワクチンが使用されることとなりました。

これに伴い、令和 4 年度向けデータ標準レイアウト中、特定個人情報番号 84 の項番「126」「129」「132」「135」「138」のワクチン名において、コード値「04」はコード名称「新型コロナウイルスワクチン（ファイザー社（5～11 歳用）」を指すことといたします。

また、武田薬品工業株式会社（以下「武田社」という。）が米国ノババックス社から技術移管を受けて国内で生産及び流通を行う新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（販売名は「ヌバキソビッド筋注」。以下「武田社ワクチン（ノババックス）」という。）については、令和 3 年 12 月 16 日に武田社より薬事申請がなされ、令和 4 年 3 月 24 日に開催された第 31 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会においては、同ワクチンによる新型コロナウイルスワクチン接種の有効性・安全性等について議論が行われました。

今後、必要な審議等を経て、武田社ワクチン（ノババックス）を用いた接種が予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく予防接種として位置づけられた場合には、令和 4 年度向けデータ標準レイアウト中、特定個人情報番号 84 の項番「126」「129」「132」「135」「138」のワクチン名において、コード値「05」は

コード名称「新型コロナワクチン（武田社（ノババックス）」を指すことといたします。

各自治体におかれましては、これを御了知いただき、副本登録等、必要なご対応をお願いいたします。

なお、マイナポータルにおける表示については、コード値「04」で登録された情報が「新型コロナワクチン（ファイザー社（5～11歳用）」と表示されるよう、また、武田社ワクチン（ノババックス）を用いた接種が予防接種法に基づく予防接種として位置づけられた場合には、コード値「05」で登録された情報が「新型コロナワクチン（武田社（ノババックス）」と表示されるよう、令和4年6月までに、マイナポータルのシステム改修を行うことを申し添えます。